

令和 7 年度(第 2 期) 日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

(対象事業等)

- 日野市立福祉センター使用料
- 日野市立新選組のふるさと歴史館観覧料
- 道路占用料
- 道路証明手数料等
- 都市計画証明手数料

日野市手数料、使用料等検討委員会

手数料、使用料等の改正案に対する意見について

本委員会は、手数料、使用料等に関する事項について、市長の依頼に基づき「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン」を踏まえて会議を実施、委員会としての意見をとりまとめ、市長に意見及び助言をするものである。

令和7年9月10日

日野市長 古賀 壮志 様

日野市手数料、使用料等検討委員会

委員長 堀江 優子

委員 河合 利春

委員 比留間 文彦

(※委員は五十音順)

1 議案

本委員会にて審議した議案は、次の 5 件である。

議案	内容	ページ
第 1 号	日野市立福祉センター使用料の改定案について	4
第 2 号	日野市立新選組のふるさと歴史館観覧料の改定案について	7
第 3 号	道路占用料の改定案について	9
第 4 号	道路証明手数料等の改定案について	12
第 5 号	都市計画証明手数料の改定案について	14

2 意見内容

各議案について検討した結果を以下に示す。市長はこの内容を参考とし、方針を決定されたい。

議案	内容	検討結果
第 1 号	日野市立福祉センター使用料の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えてる。
第 2 号	日野市立新選組のふるさと歴史館観覧料の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えてる。
第 3 号	道路占用料の改正案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えてる。
第 4 号	道路証明手数料等の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えてる。
第 5 号	都市計画証明手数料の改定案について	原案のとおり改定することが妥当であると考えてる。

なお、審議した具体的な案は 16 ページ以降のとおりである。

上記の検討結果は「日野市手数料、使用料等の設定に関するガイドライン（令和 6 年 10 月 30 日最終改正。以下、「ガイドライン」という。）」に基づき算定した事務経費、現行の手数料などから判断したものである。

委員会の検討における意見は次項以降のとおりである。

3 各議案の詳細

(1) 議案第 1 号 日野市立福祉センター使用料の改定案について

① 施設概要

名称	中央福祉センター	湯沢福祉センター	七生福祉センター	高幡福祉センター
所在地	日野本町七丁目 5 番地の 23	程久保 873 番地	三沢三丁目 50 番地の 1	高幡 864 番地の 4
施設規模	構造：RC 規模：地上 2 階建 建築面積：593.45 m ² 延床面積：1141.25 m ²	構造：RC 規模：地上 3 階建 建築面積：645.24 m ² 延床面積：968.28 m ²	構造：RC 規模：地上 3 階建 延床面積：265.29 m ²	構造：RC 規模：地上 5 階建 延床面積：92 m ²
建設時期	昭和 40 年 6 月	昭和 50 年 5 月	昭和 54 年 9 月	平成 11 年 3 月
開館時間	午前 9 時から午後 9 時 30 分			
休館日	毎週月曜日、祝日（こどもの日、敬老の日を除く）、年末年始			
施設目的	社会福祉のため各種福祉団体の連絡を図り個人又は家族の健全なる環境の増進を援助し、社会福祉活動を推進するため。			
主な利用 者層	高齢者等			
管理方法	指定管理	指定管理	指定管理	業務委託
備考			七生公会堂 1 階 （七生公会堂の延 床面積：1061 m ² ）	特別養護老人ホーム浅川苑の一部

② 改正案の詳細

ア) 現行（平成 4 年度（33 年経過））

施設名	区分	使用料及び利用時間		
		午前 午前 9 時～正午	午後 午後 1 時～4 時 30 分	夜間 午後 5 時 30 分～9 時 30 分
老人集会室 老人娯楽室 老人健康相談室 福祉講座講習室	個人	1 施設 1 人につき 30 円	1 施設 1 人につき 30 円	1 施設 1 人につき 30 円
	団体	1 施設 1 団体（10 人以上）に つき 300 円	1 施設 1 団体（10 人以上）に つき 300 円	1 施設 1 団体（10 人以上）に つき 300 円

イ) 改定案

中央福祉センター

貸室名	面積(㎡)	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
娯楽室 1(和室)	91	¥450	¥450	¥450
集会室 1	91	¥450	¥450	¥450
集会室 2	46	¥350	¥350	¥350
集会室 3	55	¥400	¥400	¥400
娯楽室 2	91	¥450	¥450	¥450
福祉講座講習室	45	¥300	¥300	¥300
健康相談室	31	¥300	¥300	¥300

湯沢福祉センター

貸室名	面積(㎡)	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
娯楽室 1(和室)	34	¥300	¥300	¥300
集会室 1	144	¥450	¥450	¥450
集会室 2	37	¥300	¥300	¥300
集会室 3	33	¥300	¥300	¥300
福祉講座講習室	37	¥300	¥300	¥300

高幡福祉センター

貸室名	面積(㎡)	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
集会室	83	¥450	¥450	¥450

七生福祉センター

貸室名	面積(㎡)	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
集会室 1	50	¥350	¥350	¥350
集会室 2	50	¥350	¥350	¥350
集会室 3	60	¥450	¥450	¥450

③ 改定理由

- 貸室 1 室を占有するにもかかわらず、利用人数により料金変動する現在の設定は公平性に欠けるため、個人利用料金を廃止し、貸室ごとの利用料金設定とする必要があるため。
- 老人福祉法において、「老人福祉センターは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。」と規定されており、この趣旨を踏まえ、利用者に過度な負担を課さずに適正な料金体系とする必要があるため。
- ガイドラインに基づいた基準額算定、近隣自治体における金額の設定状況、激変緩和措置等の観点も踏まえた結果、上記改定案が妥当と考えられるため。

④ 委員会の意見総括

- 現行の料金設定は平成4年以来改定が行われておらず、個人利用料金の合理性や近年の物価動向を踏まえると改定の必要性は十分に認められる。また、改定案はガイドラインに基づき算出されたものであり、妥当な内容であると考えられる。

⑤ 委員の個別意見

- 利用者の大半は高齢者であり、利用料金が免除されるため改定による影響を受ける方は限られるものの、料金形態が大きく変わることから、対象となる方に対しては丁寧な周知と説明を行っていただきたい。

(2) 議案第 2 号 日野市立新選組のふるさと歴史館観覧料の改定案について

① 施設概要

名称	日野市立新選組のふるさと歴史館（本館）	日野市立日野宿本陣（分館）
所在地	日野市神明四丁目 16 番地の 1	日野市日野本町二丁目 15 番地の 9
施設規模	構造：鉄筋コンクリート 規模：地上 2 階、地下 1 階 建築面積：724.31 m ² 延床面積：1,511.02 m ²	構造：木造（本陣建物） 規模：地上 1 階 建築面積：469.00 m ² （付属棟含む） 延床面積：437.60 m ² （ // ）
建設時期	1988 年 8 月	2003 年 11 月（取得）、1864 年（建築）
開館時間	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで	午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
休館日	毎週月曜日、年末年始	毎週月曜日、年末年始
施設目的	市民の教養、学術及び文化の向上を図るとともに、郷土の貴重な財産である新選組関連資料等を調査研究し地域文化の継承と発展に寄与する。	市民の教養、学術及び文化の向上を図るとともに、郷土の貴重な財産である新選組関連資料等を調査研究し地域文化の継承と発展に寄与する。
主な利用者層	新選組や郷土の資料の観覧者。文化財保護法の相談者や届出者。	市内外観光客。（特に新選組・歴史愛好家、街歩き、ウォーキング等）
管理方法	■ 直営（業務委託を含む）	■ 直営（業務委託を含む）
備考	2005 年 4 月より現名称・現展示内容。1988 年～2005 年 3 月末までは「日野市ふるさと博物館」として設営。	建物主要部は「日野宿脇本陣跡」として 2010 年 3 月 26 日付けで都指定文化財の史跡に指定。

② 改正案の詳細

区分		現行額	改定案	差額
大人	単館入場	200 円	500 円	+300 円
			(市民等)300 円	+100 円
			(団体)300 円	+100 円
	両館入場※	300 円	700 円	+400 円
			(市民等)450 円	+150 円
			(団体)450 円	+150 円
小人	単館入場	50 円	100 円	+50 円
			(市民等)50 円	±0 円
			(団体)50 円	±0 円
	両館入場	70 円	140 円	+70 円
			(市民等)70 円	±0 円
			(団体)70 円	±0 円

※ 両館入場 … 新選組のふるさと歴史館、日野宿本陣の両館に入場可能

③ 改定理由

- 経常的事業経費のうち、水光熱費や業務委託料など施設運営に係るランニングコストが増加しているため。令和6年度電気料決算額は令和元年度と比べて41.2%増の約1,700千円の増加となっている。今回の改定案により、年間観覧料収入両館あわせて約2,777千円の増加が見込まれる。
- 観光施設としての位置づけから、観光目的で来館する市外利用者に応分の負担を求めるため。来館者アンケートによれば市外利用者が全体の60%程度を占めると想定される一方、管理運営には市税が充てられている点を踏まえ、ガイドライン「市民以外の利用者の料金設定」に基づき、市民料金と一般料金（市外料金）を区分する。これにより、市外利用者には一定の負担を求めつつ、市民には引き続き郷土学習の機会を提供する。
これらのことから、上記のように改定することが妥当と考える。

④ 委員会の意見総括

- 物価高騰などの影響により維持管理費が増加していることから、算定根拠を踏まえると値上げは避けられず、必要性も認められる。値上げ幅については、ガイドラインに基づき激変緩和措置、市外料金の設定、また、教育的配慮から子ども料金据え置いている点も考慮されており、適当であると考えられる。

⑤ 委員の個別意見

- 料金改定による値上げだけでは今後のコスト対応は難しいと考えられるため、利用者増の方策を検討していただきたい。

(3) 議案第 3 号 道路占用料の改定案について

① 対象使用料の概要

名称	道路占用料
所在地	日野市
規模	日野市認定道路区域内
道路占用目的	ガス埋設、電柱設置、架空線設置、足場・仮囲い設置ほか
主な利用者層	ガス会社、電力会社、通信会社、建築会社ほか

② 改正案の詳細

占用物件		単位	現行(H17)	改定案	差額	
法第 32 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第一種電柱	1 本につき 1 年	2,880	2,000	▲880	
	第二種電柱			3,050	+170	
	第三種電柱			3,700	+820	
	第一種電話柱		1,480	1,750	+270	
	第二種電話柱			2,050	+570	
	第三種電話柱			2,050	+570	
	その他柱類		140	200	+60	
	共架電線	長さ 1m につき 1 年	20	20	±0	
	その他上空に設ける線類					
	地下電線		10	10	±0	
	その他地下に設ける線類					
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	1,400	1,750	+350	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1㎡につき 1 年	960	1,050	+90	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	2,580	3,350	+770	
広告塔	表示面積 1㎡につき 1 年	8,800	10,500	+1,700		
その他のもの	占用面積 1㎡につき 1 年	2,730	3,500	+770		
法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる工作物	外径が 0.07m 未満のもの	長さ 1m につき 1 年	200	70	▲130	
	外径が 0.07m 以上 0.1m 未満のもの			110	▲90	
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの			160	▲40	
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの			210	+10	
	外径が 0.2m 以上 0.3m 未満のもの		340	320	▲20	
	外径が 0.3m 以上 0.4m 未満のもの			420	+80	
	外径が 0.4m 以上 0.7m 未満のもの		930	740	▲190	
	外径が 0.7m 以上 1.0m 未満のもの			1,060	+130	
	外径が 1m 以上のもの		1,860	2,120	+260	
法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設		占用面積 1㎡につき 1 年	2,240	2,900	+660	
法第 32 条第 1 項第 4 号に掲げる施設		占用面積 1㎡につき 1 年	2,260	2,900	+640	
法第 32 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が 1 のもの	占用面積 1㎡につき 1 年	A に 0.004 を乗じて得た額	A に 0.004 を乗じて得た額	±0
		階数が 2 のもの		A に 0.006 を乗じて得た額	A に 0.006 を乗じて得た額	±0
		階数が 3 以上のもの		A に 0.008 を乗じて得た額	A に 0.007 を乗じて得た額	▲0.001
	上空に設ける通路			5,800	5,250	▲550
	地下に設ける通路			3,700	3,150	▲550
	その他のもの			2,240	2,900	+660
	その他のもの			2,240	2,900	+660
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		88	30	▲58	
	商品置き場その他これに類するもの		8,800	10,500	+1,700	
道路法施行令		看板(アーチ式であるものを除く。)	表示面積 1㎡につき 1 年	8,800	10,500	+1,700

(以下「令」という)第 7 条第 1 号に掲げる物件	標識		1 本につき 1 年	2,200	2,850	+650
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積 1 ㎡または 1 本につき 1 日	88	30	▲58
		その他のもの	占有面積 1 ㎡または 1 本につき 1 年	8,800	10,500	+1,700
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1 基につき 1 年	88,000	105,250	+17,250
		その他のもの		44,000	52,600	+8,600
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物			占有面積 1 ㎡につき 1 年		3,550	
令第 7 条第 3 号に掲げる施設			占有面積 1 ㎡につき 1 年		A に 0.024 を乗じて得た数	
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料の置場(足場・仮囲い等)			占有面積 1 ㎡につき 1 年	8,800	10,500	+1,700
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる仮設収容施設			占有面積 1 ㎡につき 1 年	2,730	3,500	+770
令第 7 条第 8 号及び同条第 13 号に掲げる施設	上空、トンネルの上または高架下に設けるもの	階数が 1 のもの	占有面積 1 ㎡につき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た数	A に 0.004 を乗じて得た数	▲0.002
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た数	A に 0.006 を乗じて得た数	▲0.002
		階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た数	A に 0.007 を乗じて得た数	▲0.004
		階数が 4 以上のもの		A に 0.012 を乗じて得た数	A に 0.007 を乗じて得た数	▲0.005
	その他のもの			A に 0.024 を乗じて得た数	A に 0.024 を乗じて得た数	±0
令第 7 条第 9 号に掲げる施設並びに同条第 10 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が 1 のもの	占有面積 1 ㎡につき 1 年	A に 0.006 を乗じて得た数	A に 0.004 を乗じて得た数	▲0.002
		階数が 2 のもの		A に 0.008 を乗じて得た数	A に 0.006 を乗じて得た数	▲0.002
		階数が 3 のもの		A に 0.011 を乗じて得た数	A に 0.007 を乗じて得た数	▲0.004
		階数が 4 以上のもの		A に 0.012 を乗じて得た数	A に 0.007 を乗じて得た数	▲0.005
	その他のもの			A に 0.006 を乗じて得た数	A に 0.006 を乗じて得た数	±0
令第 7 条第 12 号に掲げる器具			占有面積 1 ㎡につき 1 年		A に 0.024 を乗じて得た数	

※ Aは、近傍類似の土地の時価を表す

③ 改定理由

- 道路占用料は固定資産税評価額を基に見直しを行うものであるが、前回改正が平成17年4月と20年が経過しており、現在の固定資産税評価額は上昇している。
- 東京都は令和6年4月1日付で改正しており、他自治体も随時見直しを実施している。
- 平成8年度に道路法施行令で国道における占用料の徴収方法が細分化された。東京都は平成10年度にこれを都道について準用し、他自治体も準用を進めてきたが、日野市においては準用されてこなかった。これらの状況を踏まえ、国道・都道・他自治体との均衡を図るために、占有物件の細分化を行う。
これらのことから、上記のように改定することが妥当と考える。

④ 委員会の意見総括

- 約20年間改定が行われておらず、この間に算定の基となる固定資産税評価額は上昇し続けて

いる。また、道路法施行令を準用した占用物件の細分化に他自治体は移行していることから、改定の必要性は高く、改定案は適当であると考えられる。

⑤ 委員の個別意見

- 占用物件の細分化、数量算出方法見直しにより減収が予想される。数量算出方法については、当委員会では是非を判断する立場にないが、できる限り減収が生じないように進めていただきたい。
- 道路占用は個人よりも民間企業の申請が多い印象があり、市の負担が増えることで民間企業の利益につながっている側面があると考えられる。ガイドラインにおいて激変緩和措置を適用させない余地を設けるなどを含め検討いただきたい。

(4) 議案第 4 号 道路証明手数料等の改定案について

① 手数料概要

証明等手数料名称	交付方法	当該事務の概要
境界確定図等の証明手数料	窓口交付	窓口にて境界確定図の証明書（公印有り）を交付
境界確定図等の閲覧手数料	窓口交付	窓口にて境界確定図の写（公印無し）しを交付
道路位置指定接続同意手数料	窓口交付	道路位置指定接続同意書を発行
道路境界証明手数料	窓口交付	道路境界証明書を発行
道路証明手数料	窓口交付	道路証明書を発行
道路幅員証明手数料	窓口交付	道路幅員証明書を発行

② 改正案の詳細

証明等手数料名称	現行額(円)	改定額(円)	差額(円)
境界確定図等の証明手数料	300	400	+100
境界確定図等の閲覧手数料	300	300	±0
道路位置指定接続同意手数料	300	400	+100
道路境界証明手数料	300	400	+100
道路証明手数料	300	400	+100
道路幅員証明手数料	300	400	+100

③ 改定理由

- 各手数料の証明書の交付について次の通りの経費が発生しており、見直しが必要である。
境界確定図等の証明手数料 … 377 円/件
境界確定図等の閲覧手数料 … 231 円/件
道路位置指定接続同意手数料 … 8,802 円/件
道路境界証明手数料 … 8,801 円/件
道路証明手数料 … 8,802 円/件
道路幅員証明手数料 … 8,802 円/件
- ガイドラインに基づき、近隣自治体における金額の設定状況を考慮、激変緩和措置を適用している。
- 100 円単位の端数処理の考え方については、つり銭準備等による事務負担増を踏まえたものである。
これらのことから、上記のように改定するのが妥当と考える。

④ 委員会の意見総括

- 前回の見直しから 5 年経過しており、改定の必要性は高い。特に道路境界証明等の実際の証明業務には多くの時間を要しており、そうした一部手数料についてはさらに引き上げてもよいかもしれないが、ガイドラインに基づき激変緩和措置の範囲内で金額が設定されており、今回の改定案は適当であるとする。

⑤ 委員の個別意見

- 激変緩和措置が適用されているため、証明書発行に係る人件費と手数料には金額に大きな乖離がある。証明書発行件数自体を減らすような方策を検討いただきたい。

(5) 議案第 5 号 都市計画証明手数料の改定案について

① 手数料の概要

手数料を徴収する事項	交付方法	当該事務の概要
都市計画証明	窓口交付	申請地が市街化区域及び市街化調整区域、地域地区、都市計画施設等に含まれているかを証明するもの。
	郵送交付	

- ※ 市街化区域及び市街化調整区域…既に市街地として形成され、又は市街化を進めるべきとしている区域を「市街化区域」、逆に市街化を抑制すべき区域を「市街化調整区域」という。
- ※ 地域地区…用途地域や防火地域など、区域内の建築物の用途や容積率等の規制を適用することとした区域をいう。
- ※ 都市計画施設…都市計画に定められた道路、公園、下水道などの施設をいう。

■ 令和 6 年度に続き再付議した理由

昨年度の委員会において改定案は適当と判断されたものの、その後の庁内検討において他市における廃止の状況を踏まえ、当市でも手数料自体の廃止を検討。令和 7 年 4 月に廃止の方向で準備を進めていた。

しかしながら、不動産事業者等が自らの実測で把握可能な用途地域境界等の証明については令和 7 年 4 月から廃止することとしたが、一方で道路位置が未確定で境界が不明瞭な土地など、市が正確に規制の有無を証明する必要がある手間のかかる証明については継続することとなった。

その結果、継続する証明の算定根拠となる所要時間が増加し、昨年度説明時から基準額が変動したため、改めて再付議するもの。

② 改正案の詳細

手数料名	現行額 (円)	改定額 (円)	差額 (円)
都市計画証明手数料（窓口交付）	300	450	+150
都市計画証明手数料（郵送交付）	400	600	+200

③ 改定理由

- 証明書の交付に係る経費として、1 件当たり 4,762 円（窓口交付）、5,861 円（郵送交付）がそれぞれ発生。現行の金額とは大きな乖離があり、見直しが必要である。
- 当該証明書は、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるため、原則利用者に負担していただくべきものである。
- ガイドラインに基づき、近隣自治体における金額の設定状況、激変緩和措置等の観点も踏まえ、上記改定が妥当と考える。

④ 委員会の意見総括

- 改定案はガイドラインに基づき算出されており、基準額との差は 1000%を超えていることか

ら必要性は極めて高い。加えて、近隣自治体の状況を踏まえても今回の改定案は適当である
と考える。

⑤ 委員の個別意見

- 激変緩和措置の適用により、算出された基準額と改定案に大きな乖離がある。今後、適正な価格へと段階的に引き上げていくとのことであるが、ガイドラインにおいて激変緩和措置を適用させない余地を設けるなどを含め検討いただきたい。

4 資料（抄）

（１）議案第１号 日野市立福祉センター使用料の改定案について

① 年間維持管理経費の算出

経費の項目	小項目	算出方法	R4年度（決算）	R5年度（決算）	R6年度（決算）	標準費用(平均)	特例を利用する理由
ア 人件費		時間単価×時間	211,008円	211,008円	298,928円	240,315円	
	時間単価	8,352,000円/1900時間(固定)	4,396円	4,396円	4,396円	4,396円	
	時間	年間従事時間	48時間	48時間	68時間	55円	
イ 物件費			3,069,343円	3,225,855円	3,377,324円	3,224,174円	
	賃金(ア除く)		0円	0円	0円	円	
	需用費	修繕費のうち資本的支出は除く	54,762円	49,697円	47,208円	50,556円	
	委託料		2,804,271円	2,902,520円	3,080,000円	2,928,930円	
	使用料及び賃借料等		83,592円	146,916円	146,916円	125,808円	
	その他経費	公租公課含む	126,718円	126,722円	103,200円	118,880円	
ウ 指定管理者経費			23,483,866円	24,500,387円	24,094,962円	24,026,405円	
エ 減価償却費			5,323,587円	5,323,587円	5,323,587円	5,323,587円	
オ 土地代			772,619円	583,283円	583,283円	646,395円	
合計(施設全体の年間維持管理経費)			32,860,423円	33,844,119円	33,678,083円	33,460,875円	

■使用料設定の基本的考え方

- ・福祉センターごとに指定管理や業務委託など管理方法が様々であり、施設ごとの計算では原価に差が生じるため、4つの福祉センター全体の維持管理経費を合計し、平均額もとに原価を算出。
- ・同一の部屋を占有するにもかかわらず、利用人数により料金が変動する現在の設定は公平性に欠けると判断したため、個人料金を廃止。本改定では人数に関わらず一部屋を貸し出す料金制度のみとする。
- ・当該料金（一部屋単位の貸出）に該当するのは団体料金であるので、団体料金からの改定として捉える。
- ・算出された基準額が改定上限額（現行300円×1.5倍＝450円）を超える場合は、改定上限額を採用する。
- ・前項において、午前、午後、夜間すべての利用時間帯において改定上限額を超える場合は、利用時間帯を問わず同一の使用料設定（450円）となる。
- ・貸室面積により、午前、午後、夜間で算出された基準額に差が生じる貸室がある（例：中央福祉センター46㎡午前297円、午後347円、夜間396円）。当該貸室については、料金設定が複雑化することを避けるため、午前、午後、夜間で使用料設定に差をつけず「午後（4時間）」の基準額を採用し、利用時間帯を問わず同一の使用料設定とする。

② 改定額（案）一覧

【区分】	面積(㎡)	使用時間	原価	現行額	利用者負担割合	日時別係数	基準額	改定上限率	改定上限額	改定額(案)	増減額	増減率
中央福祉センター 娯楽室1、集会室1、娯楽室2：午前9時～正午（3時間）	91㎡	3.0時間	1,176円	300円	50%	1	588円	1.5	450円	450円	150円	50%
中央福祉センター 娯楽室1、集会室1、娯楽室2：午後1時～4時30分（3.5時間）	91㎡	3.5時間	1,372円	300円	50%	1	686円	1.5	450円	450円	150円	50%
中央福祉センター 娯楽室1、集会室1、娯楽室2：午後5時30分～9時30分（4時間）	91㎡	4.0時間	1,568円	300円	50%	1	784円	1.5	450円	450円	150円	50%
中央福祉センター 集会室2：午前9時～正午（3時間）	46㎡	3.0時間	594円	300円	50%	1	297円	1.5	450円	350円	50円	17%
中央福祉センター 集会室2：午後1時～4時30分（3.5時間）	46㎡	3.5時間	693円	300円	50%	1	347円	1.5	450円	350円	50円	17%
中央福祉センター 集会室2：午後5時30分～9時30分（4時間）	46㎡	4.0時間	792円	300円	50%	1	396円	1.5	450円	350円	50円	17%
中央福祉センター 集会室3：午前9時～正午（3時間）	55㎡	3.0時間	711円	300円	50%	1	356円	1.5	450円	400円	100円	33%
中央福祉センター 集会室3：午後1時～4時30分（3.5時間）	55㎡	3.5時間	829円	300円	50%	1	415円	1.5	450円	400円	100円	33%
中央福祉センター 集会室3：午後5時30分～9時30分（4時間）	55㎡	4.0時間	948円	300円	50%	1	474円	1.5	450円	400円	100円	33%
中央福祉センター 福祉講座講習室：午前9時～正午（3時間）	45㎡	3.0時間	581円	300円	50%	1	291円	1.5	450円	300円	0円	0%
中央福祉センター 福祉講座講習室：午後1時～4時30分（3.5時間）	45㎡	3.5時間	678円	300円	50%	1	339円	1.5	450円	300円	0円	0%
中央福祉センター 福祉講座講習室：午後5時30分～9時30分（4時間）	45㎡	4.0時間	775円	300円	50%	1	388円	1.5	450円	300円	0円	0%
中央福祉センター 健康相談室：午前9時～正午（3時間）	31㎡	3.0時間	401円	300円	50%	1	201円	1.5	450円	300円	0円	0%
中央福祉センター 健康相談室：午後1時～4時30分（3.5時間）	31㎡	3.5時間	467円	300円	50%	1	234円	1.5	450円	300円	0円	0%
中央福祉センター 健康相談室：午後5時30分～9時30分（4時間）	31㎡	4.0時間	534円	300円	50%	1	267円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 娯楽室1：午前9時～正午（3時間）	34㎡	3.0時間	439円	300円	50%	0	220円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 娯楽室1：午後1時～4時30分（3.5時間）	34㎡	3.5時間	513円	300円	50%	0	257円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 娯楽室1：午後5時30分～9時30分（4時間）	34㎡	4.0時間	586円	300円	50%	0	293円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 集会室1：午前9時～正午（3時間）	144㎡	3.0時間	1,861円	300円	50%	1	931円	1.5	450円	450円	150円	50%
湯沢福祉センター 集会室1：午後1時～4時30分（3.5時間）	144㎡	3.5時間	2,171円	300円	50%	1	1,086円	1.5	450円	450円	150円	50%
湯沢福祉センター 集会室1：午後5時30分～9時30分（4時間）	144㎡	4.0時間	2,481円	300円	50%	1	1,241円	1.5	450円	450円	150円	50%
湯沢福祉センター 集会室2、福祉講座講習室：午前9時～正午（3時間）	37㎡	3.0時間	478円	300円	50%	1	239円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 集会室2、福祉講座講習室：午後1時～4時30分（3.5時間）	37㎡	3.5時間	558円	300円	50%	1	279円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 集会室2、福祉講座講習室：午後5時30分～9時30分（4時間）	37㎡	4.0時間	637円	300円	50%	1	319円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 集会室3：午前9時～正午（3時間）	33㎡	3.0時間	426円	300円	50%	0	213円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 集会室3：午後1時～4時30分（3.5時間）	33㎡	3.5時間	497円	300円	50%	0	249円	1.5	450円	300円	0円	0%
湯沢福祉センター 集会室3：午後5時30分～9時30分（4時間）	33㎡	4.0時間	569円	300円	50%	0	285円	1.5	450円	300円	0円	0%
高幡福祉センター 集会室：午前9時～正午（3時間）	83㎡	3.0時間	1,072円	300円	50%	1	536円	1.5	450円	450円	150円	50%
高幡福祉センター 集会室：午後1時～4時30分（3.5時間）	83㎡	3.5時間	1,251円	300円	50%	1	626円	1.5	450円	450円	150円	50%
高幡福祉センター 集会室：午後5時30分～9時30分（4時間）	83㎡	4.0時間	1,430円	300円	50%	1	715円	1.5	450円	450円	150円	50%
七生福祉センター 集会室1、2：午前9時～正午（3時間）	50㎡	3.0時間	646円	300円	50%	1	323円	1.5	450円	350円	50円	17%
七生福祉センター 集会室1、2：午後1時～4時30分（3.5時間）	50㎡	3.5時間	754円	300円	50%	1	377円	1.5	450円	350円	50円	17%
七生福祉センター 集会室1、2：午後5時30分～9時30分（4時間）	50㎡	4.0時間	861円	300円	50%	1	431円	1.5	450円	350円	50円	17%
七生福祉センター 集会室3：午前9時～正午（3時間）	60㎡	3.0時間	775円	300円	50%	1	388円	1.5	450円	450円	150円	50%
七生福祉センター 集会室3：午後1時～4時30分（3.5時間）	60㎡	3.5時間	904円	300円	50%	1	452円	1.5	450円	450円	150円	50%
七生福祉センター 集会室3：午後5時30分～9時30分（4時間）	60㎡	4.0時間	1,034円	300円	50%	1	517円	1.5	450円	450円	150円	50%
免除対象者	-	-	-	0円	-	-	-	-	-	0円	0円	#DIV/0!

中央福祉センター

貸室名	面積（㎡）	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
娯楽室1(和室)	91	¥450	¥450	¥450
集会室1	91	¥450	¥450	¥450
集会室2	46	¥350	¥350	¥350
集会室3	55	¥400	¥400	¥400
娯楽室2	91	¥450	¥450	¥450
福祉講座講習室	45	¥300	¥300	¥300
健康相談室	31	¥300	¥300	¥300

湯沢福祉センター

貸室名	面積（㎡）	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
娯楽室1(和室)	34	¥300	¥300	¥300
集会室1	144	¥450	¥450	¥450
集会室2	37	¥300	¥300	¥300
集会室3	33	¥300	¥300	¥300
福祉講座講習室	37	¥300	¥300	¥300

高幡福祉センター

貸室名	面積（㎡）	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
集会室	83	¥450	¥450	¥450

七生福祉センター

貸室名	面積（㎡）	午前使用料	午後使用料	夜間使用料
集会室1	50	¥350	¥350	¥350
集会室2	50	¥350	¥350	¥350
集会室3	60	¥450	¥450	¥450

③ 他市・他施設の状況

施設名称	自治体	貸出区分	面積(㎡)	使用時間	料金	㎡・時間当たり単価	備考
東浅川保健福祉センター	八王子	第2集会室	43㎡	3時間	500.0円	4.7円	高齢者等免除 500円～1,700円
南大沢保健福祉センター	八王子				無料	無料	
柴崎福祉会館	立川				無料	無料	
一番福祉会館	立川				無料	無料	
曙福祉会館	立川				無料	無料	
幸福社会館	立川				無料	無料	
総合福祉会館	立川				無料	無料	
高齢者福祉センター	三鷹				無料	無料	
朝日町高齢者福祉センター	昭島				300円～2,400円	#VALUE!	高齢者等免除
松原町高齢者福祉センター	昭島				300円～2,400円	#VALUE!	高齢者等免除
拝島町高齢者福祉センター	昭島				300円～2,400円	#VALUE!	高齢者等免除
福祉総合センター	調布				2,500円～9,000円	#VALUE!	高齢者等免除
ふれあいもみじ館	町田				無料	無料	
ふれあいさくら館	町田				無料	無料	
ふれあいいちょう館	町田				無料	無料	
ふれあいけやき館	町田				無料	無料	
ふれあいくぬぎ館	町田				無料	無料	
ふれあいまっこく館	町田				無料	無料	
小平福祉会館	小平	第一集会室	109㎡	4時間	2,000円	4.6円	高齢者等免除
くにたち福祉会館	国立	中会議室	65㎡	4時間	1,900円	7.3円	高齢者等免除
東福祉館	国立				700円～3700円	#VALUE!	高齢者等免除
北福祉館	国立				700円～3700円	#VALUE!	高齢者等免除
福生市老人福祉センター	福生				無料	無料	
狛江市老人福祉センター	狛江				無料	無料	高齢者等のみ利用可能
東大和市老人福祉センター	東大和				600円～800円	#VALUE!	高齢者等免除
松山地域市民センター	清瀬	第3会議室	40㎡	4時間	800円	5.0円	高齢者等免除
中清戸地域市民センター	清瀬				300円～4,100円	#VALUE!	高齢者等免除
野塩地域市民センター	清瀬				300円～4,100円	#VALUE!	高齢者等免除
中里地域市民センター	清瀬				300円～4,100円	#VALUE!	高齢者等免除
滝山地区センター	東久留米				無料	無料	
南町地区センター	東久留米				無料	無料	
ひばりが丘地区センター	東久留米				無料	無料	
野火止地区センター	東久留米				無料	無料	
浅間町地区センター	東久留米				無料	無料	
大内町地区センター	東久留米				無料	無料	
中央町地区センター	東久留米				無料	無料	
武蔵村山市福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
第一老人福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
第二老人福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
第三老人福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
第四老人福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
第五老人福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
さいかち老人福祉会館	武蔵村山				無料	無料	
多摩市老人福祉センター	多摩市				無料	無料	
諏訪老人福祉会館	多摩市				無料	無料	
豊ヶ丘老人福祉会館	多摩市				無料	無料	
東寺方老人福祉会館	多摩市				無料	無料	
羽村市高齢者在宅サービスセンター	羽村市				無料	無料	
老人福祉センターじゅらく苑	羽村市				510円～3,160円	#VALUE!	高齢者等免除
老人福祉センター	西東京市				無料	無料	
下保谷福祉会館	西東京市				無料	無料	
富士町福祉会館	西東京市				無料	無料	
ひばりが丘福祉会館	西東京市				無料	無料	
新町福祉会館	西東京市				無料	無料	
住吉老人福祉センター	西東京市				無料	無料	

(2) 議案第2号 日野市立新選組のふるさと歴史館観覧料の改定案について

① 年間維持管理経費の算出

経費の項目	小項目	算出方法	R4年度（決算）	R5年度（決算）	R6年度（決算）	標準費用(平均)	特例を利用する理由
ア 人件費		時間単価×時間	1,564,976円	1,556,184円	1,534,204円	1,551,788円	
	時間単価	8,352,000円/1900時間(固定)	4,396円	4,396円	4,396円	4,396円	
	時間	年間従事時間	356時間	354時間	349時間	353円	
イ 物件費			35,240,979円	36,930,573円	39,380,957円	37,184,170円	
	賃金(ア除く)					#DIV/0!	
	需用費	修繕費のうち資本的支出は除く	10,798,632円	8,826,078円	10,299,492円	9,974,734円	
	委託料		21,373,511円	24,834,333円	25,274,131円	23,827,325円	
	使用料及び賃借料等		1,922,664円	2,123,616円	2,816,868円	2,287,716円	
	その他経費	公租公課含む	1,146,172円	1,146,546円	990,466円	1,094,395円	
ウ 指定管理者経費					0円	円	
エ 減価償却費			13,873,726円	13,873,726円	13,873,726円	13,873,726円	
オ 土地代					0円	円	
合計(施設全体の年間維持管理経費)			50,679,681円	52,360,483円	54,788,887円	52,609,684円	

② 改定額（案）一覧

【区分】	原価	現行額	利用者負担割合	日時別係数	基準額	改定上限率	改定上限額	改定額（案）	増減額	増減率
■大人単館										
(1) 大人単館：市民利用	2,023円	200円	50%	1	1,012円	1.5	300円	300円	100円	50%
(2) 大人単館：市外利用	2,023円		50%	1	1,012円	1.5	-	500円	-	-
(3) 大人単館：市民団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	1.5	-	設定なし	-	-
(4) 大人単館：市外団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	1.5	-	300円	-	-
■大人両館										
(1) 大人両館：市民利用	2,023円	300円	50%	1	1,012円	1.5	450円	450円	150円	50%
(2) 大人両館：市外利用	2,023円		50%	1	1,012円	1.5	-	700円	-	-
(3) 大人両館：市民団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	1.5	-	設定なし	-	-
(4) 大人両館：市外団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	1.5	-	450円	-	-
■小人単館										
(1) 小人単館：市民利用	2,023円	50円	50%	1	1,012円	2	100円	50円	0円	0%
(2) 小人単館：市外利用	2,023円		50%	1	1,012円	2	-	100円	-	-
(3) 小人単館：市民団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	2	-	設定なし	-	-
(4) 小人単館：市外団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	2	-	50円	-	-
■小人両館										
(1) 小人両館：市民利用	2,023円	70円	50%	1	1,012円	2	140円	70円	0円	0%
(2) 小人両館：市外利用	2,023円		50%	1	1,012円	2	-	140円	-	-
(3) 小人両館：市民団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	2	-	設定なし	-	-
(4) 小人両館：市外団体利用	2,023円		50%	1	1,012円	2	-	70円	-	-

③ 他市・他施設の状況

施設名称	貸出区分	面積(㎡)	使用時間	料金	㎡・時間当たり単価
桑都日本遺産センター 八王子博物館				無料	#VALUE!
町田市民文学館ことばらんど				無料	#VALUE!
町田市立自由民権資料館				無料	#VALUE!
多摩市ふるさと歴史館				無料	#VALUE!
小金井市文化財センター				無料	#VALUE!
くにたち郷土文化館				無料	#VALUE!
立川市歴史民俗資料館				無料	#VALUE!
府中市郷土の森博物館				300円	#DIV/0!

(3) 議案第 3 号 道路占用料の改正案について

① 道路占用料の算定式について

1. 基本的な算定式

算定式は、令和 4 年 12 月、国土交通省道路局路政課道路利用調整室発行の「道路占用料改定のポイント」に従い算出しました。

「道路占用料改定のポイント」より

占用料は、道路という公共用物を利用することにより占用者が受ける利益を徴収するものであることから、この額は、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方に基つき、基本的に次のとおり算定することとしています。

$$\text{占用料の額(円/年)} = \text{道路価格(円/㎡)} \times \text{使用料率(\%/年)} \times \text{占用面積(㎡)} (\times \text{修正率(\%)})$$

2. 算定要素の考え方

①道路価格

道路価格は、占用物件の性質により次の 2 つに分類し、道路価格を算定します。

定額物件：占用物件が膨大なもの(電柱、ガス管等)

→個別に近傍類似の土地の時価を算出することは困難であることから、固定資産税評価額を基に算出する(単価表において、物件ごと、㎡ごとなどの占用料を定めているもの)

定率物件：占用件数が限られているもの(高架下の駐車場、地下街等)

→近傍類似の土地の時価を用いた道路価格に、一定の率を乗じた額(単価表において、「Aに〇〇を乗じて得た額」とされているもの)

(1)定額物件の道路価格算出について

定額物件の道路価格は、**平均地目**(全国どこにでも設置され得るもの(電柱、ガス管等))と**商業地目**(商業活動の活発な地域に専ら設置されるもの(看板等))に分類し、固定資産税評価額を基に道路価格を算出します。固定資産税評価額は、市が発行する「令和6年度固定資産概要調書」の数値を用います。

・**平均地目の道路価格=100,347 円/㎡**

→平均地目に属する分類(宅地、田畑、山林)ごとに固定資産税の決定価格の総価格を評価総地積で除して、㎡当たりの金額を算出し(造成がなされていない田畑、山林については整地費用としての造成費を加算)、「東京の土地利用 令和4年多摩・島

しよ地域」※1により算出した用途別構成割合（道路の沿道に宅地、田畑、山林が存する割合）に従って加重平均したものを道路価格とします。

・**商業地目の道路価格=309,504 円/㎡**

→地目「宅地」のうち「商業地区」における固定資産税の決定価格の総価格を、評価総地積で除したものを商業地目の道路価格とします。

(2) 定率物件の道路価格算出について

定率物件の道路価格は、近傍類似の土地の時価を用いることとしています。

占用料の額を算定するにあたっては、国土交通省により公表されている「令和7年地価公示」の日野市内 46 地点の数値の平均値を定率物件の道路価格とします。

定率物件の道路価格=246,217 円/㎡

②使用料率

使用料率は、地価に対する賃料の割合に相当する率であり、「東京都行政財産使用料条例第二条第一項」の率(1000 分の 2.5)を基に設定します。これを月あたりの相続税路線価に対する数値であるものとし、定額物件、定率物件の使用料率とします。

使用料率の数値は、「公示価格:固定資産税評価額:相続税路線価=10:7:8」の相関関係により、次のとおりになります。

定額物件の使用料率:3.4%($0.0025 \times 12 \times 8 / 7 \times 100$)

定率物件の使用料率:2.4%($0.0025 \times 12 \times 8 / 10 \times 100$)

③占用面積

占用面積は物件ごとに異なりますが、占用件数が膨大なもののうち占用面積の類型化が可能なものについては、当該物件の典型的なサイズを基に占用面積を定め、1個(本)当たりの占用料を算出しています。その他の物件については、㎡当たりの占用料を算出しています。

④修正率

①～③までの算定要素は、特段制約のない土地において地上を使用する場合を想定していることから、道路空間の一部のみを使用する物件や、土地利用に制約を受ける物件については、修正率を乗ずることで占用料を減額することとしています。

修正率の数値については、「道路占用料改定のポイント」の数値を準用しています。

② 改定額（案）一覧

占用物件			単位	占用料											
				所在地（施行年度(最新改正年度)）											
				日野（現行）		積算					激変緩和措置			改定案	現行からの差額
				日野市（H17）	道路価格	×使用料率	×占用面積	（×修正率）	計	占用料金					
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	2880	103974	0.034	0.56	5/10	1979.66	2,000	3,700	2,000	▲880			
	第二種電柱			103974	0.034	0.86		3040.20	3,050	3,700	3,050	+170			
	第三種電柱			103974	0.034	1.16		4100.73	4,100	3,700	3,700	+820			
	第一種電話柱		1480	103974	0.034	0.5		1767.56	1,750	2,050	1,750	+270			
	第二種電話柱			103974	0.034	0.8		2828.09	2,850	2,050	2,050	+570			
	第三種電話柱			103974	0.034	1.1		3888.62	3,900	2,050	2,050	+570			
	その他柱類	1個につき1年	140	103974	0.034	0.05	3/10	176.76	200	250	200	+60			
	共架電線														
	その他上空に設ける線類			長さ1mにつき1年	20	103974		0.034	0.01	17.68	20	40	20	0	
	地下電線		1個につき1年	10	103974	0.034		0.01	10.61	10	20	10	0		
	その他地下に設ける線類														
	路上に設ける変圧器				1個につき1年	1400		103974	0.034	0.49	1732.21	1,750	1,950	1,750	+350
地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	960	103974	0.034	1	3/10	1060.53	1,050	1,300	1,050	+90				
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	2580	103974	0.034	1		3535.11	3,550	3,350	3,350	+770				
広告塔	表示面積1㎡につき1年	8800	309504	0.034	1		10523.13	10,500	11,400	10,500	+1700				
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	2730	103974	0.034	1		3535.11	3,550	3,500	3,500	+770				
法第32条第1項第2号に掲げる工作物	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	200	103974	0.034	0.07	3/10	74.24	70	300	70	▲130			
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの			103974	0.034	0.1	3/10	106.05	110	300	110	▲90			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの			103974	0.034	0.15	3/10	159.1	160	300	160	▲40			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの			103974	0.034	0.2	3/10	212.11	210	300	210	+10			
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの			340	103974	0.034	0.3	3/10	318.16	320	500	320	▲20		
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの				103974	0.034	0.4	3/10	424.21	420	500	420	+80		
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		930	103974	0.034	0.7	3/10	742.37	740	1,300	740	▲190			
	外径が0.7m以上1.0m未満のもの			103974	0.034	1	3/10	1060.53	1,060	1,300	1,060	+130			
	外径が1m以上のもの			1860	103974	0.034	2	3/10	2121.07	2,120	2,600	2,120	+260		
	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1㎡につき1年	2240	103974	0.034	1		3535.11	3,550	2,900	2,900	+660		
法第32条第1項第4号に掲げる施設	占用面積1㎡につき1年	2260	103974	0.034	1		3535.11	3,550	2,900	2,900	+640				
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.004を乗じて得た額	A	0.024	1	3/20	0.0036	≒ A×0.004	A×0.005	A×0.004			
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額	A	0.024	1	6/25	0.0058	≒ A×0.006	A×0.008	A×0.006			
	階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		A	0.024	1	3/10	0.0072	≒ A×0.007	A×0.011	A×0.007				
		上空に設ける通路		5800	309504	0.034	1	5/10	5261.56	5,250	7,540	5,250		▲550	
		地下に設ける通路		3700	309504	0.034	1	3/10	3156.94	3,150	4,810	3,150		▲550	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	2240	103974	0.034	1		3535.11	3,550	2,900	2,900	+660				
道路法施工（以下「令」という）第7条第1号に掲げる物件	祭礼、緑日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	88	309504	0.034	1		28.83	30	150	30	▲58			
	商品置き場その他これに類するもの	占用面積1㎡につき1年	8800	309504	0.034	1		10523.13	10,500	11,400	10,500	+1700			
	看板（アーチ式であるものを除く。）	表示面積1㎡につき1年	8800	309504	0.034	1		10523.13	10,500	11,400	10,500	+1700			
	標識	1本につき1年	2200	103974	0.034	0.8		2828.09	2,850	2,850	2,850	+650			
	旗ざお及び幕	祭礼、緑日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡または1本につき1日	88	309504	0.034	1		28.83	30	150	30	▲58		
		その他のもの	占用面積1㎡または1本につき1年	8800	309504	0.034	1		10523.13	10,500	11,400	10,500	+1700		
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	88000	309504	0.034	10		105231.27	105,250	105,600	105,250	+17250		
		その他のもの		44000	309504	0.034	5		52615.63	52,600	52,800	52,600	+8600		

東京都（R6）		所在地（施行年度(最新改正年度)）					
		近隣5市					
		八王子市（R7）					
		多摩市（R7）					
所在地：市		府中市（H30）		立川市（R7）		昭島市（H28）	
1620	1730	1620	3140	1620	1620	2280	2280
2480	2660	2480	4820	2480	2480	1320	1320
3350	3600	3350	6500	3350	3350	130	130
1440	1550	1440	2800	1440	1440	13	13
2310	2480	2310	4480	2310	2310	7	7
3180	3410	3180	6170	3180	3180	1290	1290
140	150	140	280	140	140	790	790
14	16	14	28	14	14	2580	2580
8	9	8	16	8	8	8800	8800
1410	1520	1410	2740	1410	1410	2650	2650
860	930	860	1680	860	860	79	79
2890	3100	2890	5610	2890	2890	110	110
11500	14100	11500	14250	11500	11500	310	310
2890	3100	2890	5610	2890	2890	550	550
60	65	60	110	60	60	790	790
86	93	86	160	86	86	1590	1590
130	140	130	250	130	130	2240	2240
170	180	170	330	170	170	1320	1320
260	270	260	500	260	260	4950	4950
340	370	340	670	340	340	2970	2970
600	650	600	1170	600	600	2240	2240
860	930	860	1680	860	860	88	88
1730	1860	1730	3360	1730	1730	8800	8800
2890	3100	2890	5610	2890	2890	8800	8800
1440	1550	1440	5610	1440	1440	8800	8800
Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	1420（1月）	1420（1月）
Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	1420（1月）	1420（1月）
Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	4480	4480
5770	7090	5770	7120	5770	5770	110	110
3460	4250	3460	4270	3460	3460	140	140
3090	3100	3090	5610	3090	3090	110	110
110	140	110	140	110	110	140	140
11500	14100	11500	1420（1月）	11500	11500	140	140
11500	14100	11500	1420（1月）	11500	11500	140	140
5400	2480	2310	4480	2310	2310	140	140
110	140	110	140	110	110	140	140
11500	14100	11500	1420（1月）	11500	11500	140	140
115400	141000	115400	14250（1月）	115400	115400	140	140
57700	70900	57700	7120（1月）	57700	57700	140	140

令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1㎡ につき1年		103974	0.034	1		3535.11	3,550		3,550		
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1㎡ につき1年		A	0.024	1		0.024	A×0.024		A×0.024		
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲 げる工事用材料の置場(足場・仮囲い等)			占有面積1㎡ につき1年	8800	309504	0.034	1		10523.1267	10,500	11400	10,500	+1700	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲 げる仮設収容施設			占有面積1㎡ につき1年	2730	103974	0.034	1		3535.1130	3,550	3500	3,500	+770	
令第7条 第8号及 び同条第 13号に掲 げる施設	上室、トンネル の上または 高架下に設け るもの	階数が1のもの	占有面積1㎡ につき1年	Aに0.006を乗じて得た数	A	0.024	1	3/20	0.004	½A×0.004	A×0.008	A×0.004		
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た数	A	0.024	1	6/25	0.006	½A×0.006	A×0.011	A×0.006		
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た数	A	0.024	1	3/10	0.007	½A×0.007	A×0.014	A×0.007		
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た数	A	0.024	1	3/10	0.007	½A×0.007	A×0.015	A×0.007		
		その他のもの		Aに0.024を乗じて得た数	A	0.024	1		0.024	½A×0.024	A×0.031	A×0.024		
	令第7条第9 号に掲げる 施設並びに 同条第10号 に掲げる施設 及び自動車 駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1㎡ につき1年	Aに0.006を乗じて得た数	A	0.024	1	3/20	0.004	½A×0.004	A×0.008	A×0.004	
			階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た数	A	0.024	1	6/25	0.006	½A×0.006	A×0.011	A×0.006	
			階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た数	A	0.024	1	3/10	0.007	½A×0.007	A×0.014	A×0.007	
			階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た数	A	0.024	1	3/10	0.007	½A×0.007	A×0.015	A×0.007	
			その他のもの		Aに0.024を乗じて得た数	A	0.024	1	5/21	0.006	½A×0.006	A×0.008	A×0.006	
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1㎡ につき1年		A	0.024	1		0.024	½A×0.024		A×0.024		

2890	3100	2890	5610		
Aに0.024を乗じて得た数					
11500	1180 (1か月) 14160 (1年)	11500	1420 (1か月)	11500	8800
2890	250 (1か月) 3000(1年)	2890	560 (1か月)	2890	
Aに0.006を乗じて得た数	Aに0.007を乗じて得た数	Aに0.006を乗じて得た数	上空：Aに0.01を乗じて得た数	Aに0.006を乗じて得た数	
Aに0.008を乗じて得た数	Aに0.009を乗じて得た数	Aに0.008を乗じて得た数	トンネルの上または高架下：Aに0.016を乗じて得た数	Aに0.008を乗じて得た数	
Aに0.011を乗じて得た数	Aに0.012を乗じて得た数	Aに0.011を乗じて得た数		Aに0.011を乗じて得た数	
Aに0.012を乗じて得た数	Aに0.014を乗じて得た数	Aに0.012を乗じて得た数		Aに0.012を乗じて得た数	
Aに0.024を乗じて得た数	Aに0.028を乗じて得た数	Aに0.024を乗じて得た数		Aに0.024を乗じて得た数	
Aに0.006を乗じて得た数	Aに0.007を乗じて得た数	Aに0.006を乗じて得た数		Aに0.006を乗じて得た数	
Aに0.008を乗じて得た数	Aに0.009を乗じて得た数	Aに0.008を乗じて得た数	Aに0.01を乗じて得た数	Aに0.008を乗じて得た数	
Aに0.011を乗じて得た数	Aに0.012を乗じて得た数	Aに0.011を乗じて得た数		Aに0.011を乗じて得た数	
Aに0.012を乗じて得た数	Aに0.014を乗じて得た数	Aに0.012を乗じて得た数		Aに0.012を乗じて得た数	
Aに0.006を乗じて得た数	Aに0.007を乗じて得た数	Aに0.006を乗じて得た数		Aに0.006を乗じて得た数	
Aに0.024を乗じて得た数	Aに0.028を乗じて得た数	Aに0.024を乗じて得た数		Aに0.024を乗じて得た数	

(4) 議案第 4 号 道路証明手数料等の改定案について

① 境界確定図等の証明手数料

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R6決算)	小項目	算出方法	算出額(R6決算)	算定項目		
①人件費	366円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	366円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,396円	0.083時間	
②物件費	11円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	11円	0円	0時間	0.00時間
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					48,998円	14%	635件
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	635件
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	635件
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	635件
原価	377円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	377円

3. 激変緩和措置 (改定上限額の設定)

現行額	300円
改定上限額	450円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考)現行額と基準額の乖離	26%	原則として要改定
改定額 (案)	400円	(100円未満を端数処理)

理由： 経費について各項目の検討を行ったところ、改定の必要あると思われるため。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
東京都	境界確定図等の証明手数料	400円
八王子市	境界確定図等の証明手数料	300円
多摩市	境界確定図等の証明手数料	300円
府中市	境界確定図等の証明手数料	250円/500円
立川市	境界確定図等の証明手数料	200円
昭島市	境界確定図等の証明手数料	200円

改正案	料金
境界確定図等の証明手数料	400円

② 境界確定図等の閲覧手数料

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R6決算)	小項目	算出方法	算出額(R6決算)	算定項目		
①人件費	220円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	220円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,396円	0.05時間	
②物件費	11円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	11円	0円	0時間	0.00時間
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	48,998円	83%	3,759件
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	3,759件
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	3,759件
原価	231円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	231円

理由： 提供にあたり経費の検討を行ったが、現行通りで問題ないと思われるため。

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円（現行額の1.5倍）

4. 改定要否判断

(参考) 現行額と基準額の乖離	-23%	原則として要改定
改定額（案）	300円	（100円未満を端数処理）

理由： 提供にあたり経費の検討を行ったが、現行通りで問題ないと思われるため。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
東京都	境界確定図等の閲覧手数料	300円
八王子市	境界確定図等の閲覧手数料	300円
多摩市	境界確定図等の閲覧手数料	300円
府中市	境界確定図等の閲覧手数料	250円/500円
立川市	境界確定図等の閲覧手数料	200円
昭島市	境界確定図等の閲覧手数料	200円

改定案	料金
境界確定図等の閲覧手数料	300円

③ 道路位置指定接続同意手数料

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R6決算)	小項目	算出方法	算出額(R6決算)	算定項目		
①人件費	8,792円				時間単価(固定)	提供所要時間	
		人件費	時間単価 × 提供所要時間	8,792円	4,396円	2.00時間	
②物件費	10円				人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	0円	0時間	0.00時間
		需用費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	10円	48,998円	0.1%	5件
		委託料	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		使用料及び賃借料	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	5件
		その他経費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		減価償却費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	5件
③減価償却費	0円				前年度決算額	使用割合	年間処理件数
原価	8,802円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	8,802円

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考) 現行額と基準額の乖離	2834%	原則として要改定
改定額 (案)	400円	(100円未満を端数処理)

理由： 経費について各項目の検討を行ったところ、改定の必要あると思われるため。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
東京都	位置指定接続同意手数料	400円
八王子市	位置指定接続同意手数料	300円
多摩市	位置指定接続同意手数料	300円
府中市	位置指定接続同意手数料	250円/500円
立川市	位置指定接続同意手数料	200円
昭島市	位置指定接続同意手数料	200円

改正案	料金
位置指定接続同意手数料	400円

④ 道路境界証明手数料

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R6決算)	小項目	算出方法	算出額(R6決算)	算定項目		
①人件費	8,792円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	8,792円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,396円	2.00時間	
②物件費	9円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	9円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	48,998円	2.2%	100件
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	100件
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	100件
原価	8,801円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	8,801円

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考) 現行額と基準額の乖離	2834%	原則として要改定
改定額 (案)	400円	(100円未満を端数処理)

理由： 経費について各項目の検討を行ったところ、改定の必要あると思われるため。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
東京都	道路境界証明手数料	400円
八王子市	道路境界証明手数料	300円
多摩市	道路境界証明手数料	300円
府中市	道路境界証明手数料	500円
立川市	道路境界証明手数料	200円
昭島市	道路境界証明手数料	200円

改正案	料金
道路境界証明手数料	400円

⑤ 道路証明手数料

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R6決算)	小項目	算出方法	算出額(R6決算)	算定項目		
①人件費	8,792円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	8,792円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,396円	2.00時間	
②物件費	10円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	10円	0円	0時間	0.00時間
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	48,998円	0.3%	15件
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	15件
原価	8,802円				前年度決算額	使用割合	年間処理件数
					0円	0%	15件

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	8,802円

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考)現行額と基準額の乖離	2834%	原則として要改定
改定額 (案)	400円	(100円未満を端数処理)

理由： 経費について各項目の検討を行ったところ、改定の必要あると思われるため。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
東京都	道路証明手数料	400円
八王子市	道路証明手数料	300円
多摩市	道路証明手数料	300円
府中市	道路証明手数料	250円/500円
立川市	道路証明手数料	200円
昭島市	道路証明手数料	200円

改正案	料金
道路証明手数料	400円

⑥ 道路幅員証明手数料

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R6決算)	小項目	算出方法	算出額(R6決算)	算定項目		
①人件費	8,792円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	8,792円	時間単価(固定)	提供所要時間	
②物件費	10円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	10円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		委託料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		使用料及び賃借料	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		その他経費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額 × 使用割合】 / 年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
原価	8,802円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	8,802円

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考)現行額と基準額の乖離	2834%	原則として要改定
改定額 (案)	400円	(100円未満を端数処理)

理由：経費について各項目の検討を行ったところ、改定の必要あると思われるため。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
東京都	道路幅員証明手数料	400円
八王子市	道路幅員証明手数料	300円
多摩市	道路幅員証明手数料	300円
府中市	道路幅員証明手数料	250円/500円
立川市	道路幅員証明手数料	200円
昭島市	道路幅員証明手数料	200円

改正案	料金
道路幅員証明手数料	400円

(5) 議案第 5 号 都市計画証明手数料の改正について

① 都市計画証明手数料（通常分）

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R 6 決算)	小項目	算出方法	算出額(R 6 決算)	算定項目		
①人件費	4,762円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	4,762円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,396円	1.0833時間	
②物件費	0円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0時間	0.00時間
		委託料	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	24件
		使用料及び賃借料	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	24件
		その他経費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	24件
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	24件
原価	4,762円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	4,762円

理由： 地方自治法第227条において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定められており、当該証明書は、個人の住宅等の建設など、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるため、利用者負担割合を100%とするものである。

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	300円
改定上限額	450円 (現行額の1.5倍)

4. 改定要否判断

(参考) 現行額と基準額の乖離	1487%	原則として要改定
改定額 (案)	450円	(10円単位で端数処理)

理由： 当該証明書は、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるものであり、原価と現行の手数料に大きな乖離があることから改定は必要であるが、激変緩和の観点から450円に設定する。

5. 他自治体の状況

自治体名	手数料名	料金
調布市	都市計画証明手数料	2,000円
西東京市	都市計画証明手数料	300円
東久留米市	都市計画証明手数料	1,500円
青梅市	都市計画証明手数料	300円
小金井市	都市計画証明手数料	300円
昭島市	都市計画証明手数料	200円
国立市	都市計画証明手数料	300円

R7.4確認済み

R6.10.31一部廃止（都市計画道路、用途地域、高度地区、防火地域）、残存証明内容（生産緑地、都市計画公園、地区計画）

改正案	料金
都市計画証明手数料	450円

② 都市計画証明手数料（郵送分）

1. 原価の算出

経費の項目	算出額(R 6 決算)	小項目	算出方法	算出額(R 6 決算)	算定項目		
①人件費	5,861円	人件費	時間単価 × 提供所要時間	5,861円	時間単価(固定)	提供所要時間	
					4,396円	1.3333時間	
②物件費	0円	賃金(①除く)	時間単価 (人件費 ÷ 勤務時間) × 提供所要時間	0円	人件費(決算)	年間勤務時間	提供所要時間
		需用費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0時間	0.00時間
		委託料	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
		使用料及び賃借料	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	24件
		その他経費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	前年度決算額	使用割合	年間処理件数
③減価償却費	0円	減価償却費	【前年度決算額×使用割合】／年間処理件数 (年間処理数)	0円	0円	0%	24件
原価	5,861円						

2. 基準額の算定

利用者負担割合	100%
原価 × 利用者負担割合 100% =	5,861円

理由： 地方自治法第227条において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と定められており、当該証明書は、個人の住宅等の建設など、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるため、利用者負担割合を100%とするものである。

3. 激変緩和措置（改定上限額の設定）

現行額	400円
改定上限額	600円（現行額の1.5倍）

4. 改定要否判断

(参考) 現行額と基準額の乖離	1365%	原則として要改定
改定額（案）	600円	（10円単位で端数処理）

理由： 当該証明書は、主に特定の個人等の利益に供する目的で利用されるものであり、原価と現行の手数料に大きな乖離があることから改定は必要であるが、激変緩和の観点から600円に設定する。

5. 他自治体の状況

R7.4確認済み

自治体名	手数料名	料金	郵送
調布市	都市計画証明手数料	2,000円	あり
西東京市	都市計画証明手数料	300円	あり
東久留米市	都市計画証明手数料	1,500円	原則してないが要望あった場合対応
青梅市	都市計画証明手数料	400円	原則してないが要望あった場合対応（窓口は300円）
小金井市	都市計画証明手数料	300円	あり
昭島市	都市計画証明手数料	200円	返送のみ対応
国立市	都市計画証明手数料	300円	なし
※別に申請者負担のレターパックの準備等あり			

R6.10.31一部廃止（都市計画道路、用途地域、高度地区、防火地域）、残存証明内容（生産緑地、都市計画公園、地区計画）

改正案	料金
都市計画証明手数料	600円

5 委員会

(1) 委員会の開催経過

日程	内容
令和7年7月28日（月）	議案第1号に係る審議検討 議案第2号に係る審議検討
令和7年8月14日（木）	議案第3号に係る審議検討 議案第4号に係る審議検討 議案第5号に係る審議検討
令和7年9月3日（水）～9月9日（火）（書面開催）	意見書等の確認

(2) 委員名簿

敬称略、五十音順（◎委員長、○副委員長）

役割	氏名	内容
	河合 利春	公募市民
○	比留間 文彦	公募市民
◎	堀江 優子	学識経験者

令和 7 年度（第 2 期）日野市手数料、使用料等検討委員会 手数料改正案等に関する意見書

作 成 日：令和 7 年（2025 年）9 月 10 日

作成：日野市手数料、使用料等検討委員会

所管部署：日野市企画部企画経営課

〒191-8686

東京都日野市神明 1-12-1 日野市役所

電話：042-585-1111（代表）

ご連絡先

電 話：042-514-8069（企画経営課）

F A X：042-581-2516

E-Mail：tokku@city.hino.lg.jp
